

# 青森県報

第二千六百二十六号

平成十八年  
五月十二日  
(金曜日)

## 目 次

### 告 示

団塊世代意識調査の実施	（企 画 課）	一
生活保護法による医療機関の指定	（健 康 福 祉 課）	二
生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出	（ 同 ）	二
生活保護法による指定医療機関の事業所の所在地変更の届出	（ 同 ）	二
保安林の指定予定	（林 政 課）	二
漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域等の指定	（漁 港 漁 場 整 備 課）	三
公有水面埋立て工事のしゅん功認可	（ 同 ）	三
基本測量の実施	（監 理 課）	四
道路の区域の変更	（道 路 課）	四
公 告		
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	（医 療 薬 務 課）	五
右 同	（ 同 ）	五
土地改良区の定款変更の認可	（農 村 整 備 課）	六
右 同	（ 同 ）	六
建設業者の許可の取消し	（中 南 地 域 民 局）	六
右 同	（ 同 ）	六
正 誤		

## 告 示

平成十八年三月三十一日号外第三十六号目次中	（総務学事課）	七
平成十八年四月十九日号外第四十四号告示中	（高 齢 福 祉 保 險 課）	七
平成十八年三月二十九日及び平成十八年三月三十一日定例告示中	（道 路 課）	七
平成十八年五月一日定例公告中	（県立美術館 開館準備室）	八

### 青森県告示第四百十七号

団塊世代意識調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例（昭和二十五年三月青森県条例第十号）第二条第二項の規定により告示する。

平成十八年五月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

#### 一 調査目的

青森県内及び本県出身者で首都圏在住の団塊世代の方々の現状及び今後の生活様に関する意識を調査し、団塊世代の方々の生活創造推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

#### 二 調査事項

1 調査は、次に掲げる事項について行う。

- (一) 調査対象者の状況
- (二) 今後の居住形態
- (三) 移住意向
- (四) 今後の活動内容

2 前項の調査事項の細目は、別に定める調査票に記載するところによる。

#### 三 調査範囲

青森県内及び本県出身の首都圏在住者で昭和二十二年から昭和二十六年に生まれた者のうちから別に定める方法により抽出したものについて行う。

#### 四 調査期日

平成十八年六月一日現在によつて行つ。  
五 調査方法

調査は平成十八年六月十二日から同月三十日まで期間において、調査票を郵送し及び回収する方法により行つ。

青森県告示第四百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十八年五月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
駅前調剤薬局 テルス石渡薬局 クローバー調剤薬局 ときわ店 つがる診療所 いたい皮ふ科	青森市新町一丁目二の八 弘前市大字石渡三丁目一三の三二 南津軽郡藤崎町大字常盤字富田二の二 五 つがる市森田町大館勝山一四三の一 五所川原市下り枝一七の五	平成一八・四・三 一八・四・一 " " " "

青森県告示第四百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する

平成十八年五月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

区 別	名称又は氏名	所在地又は住所	変更年月日
変更前	青森県立あすなる学園	青森市大字石江字江渡一〇一	平成一八・四・一

変更後	変更前	変更後
青森県立あすなる医療療育センター	青森保健生活協同組合 八甲病院	青森市問屋町一丁目一五の一
青森保健生活協同組合 生協さくら病院	青森保健生活協同組合	"

青森県告示第四百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年五月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	事業所		変更年月日
	名称	所在地	
変更前	医療法人青 仁会訪問看護ステーション五福	八戸市馬場町八 八戸市大字田 面一四の二	平成 一八・三・三
変更後	社会福祉法 人誠風会	弘前市大字清 野袋字岡部四 三三の一	一七・八・八

青森県告示第四百二十一号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十八年五月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

五所川原市大字一野坪字朝日田崎八六(次の図に示す部分に限る。)、大字飯詰字狐野八・六の一・三六の四・三六の六・四一の四(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林指定の目的

風害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所

五所川原市大字一野坪字朝日田崎八六(次の図に示す部分に限る。)、大字飯詰字狐野八・六の一・三六の四・三六の六・四一の四(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部に

政課及び五所川原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第四百二十二号

漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百三十七号)第三十九条第五項及び同項第二号の規定により、同号に掲げる行為を禁止する区域(以下「禁止区域」という。)及び当該行為を禁止する物件(以下「禁止物件」という。)を次のとおり指定するので、同条第六項の規定により公示する。

平成十八年五月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 漁港の名称 八戸漁港
- 二 禁止区域及び禁止物件

禁 止 区 域	禁 止 物 件
漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百三十七号)により指定された八戸漁港区域の水域	漁船以外の船舶で、次に掲げるものを除く イ 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号)第二条第二項にいう船舶で同法第三条による届出がなされた遊漁船業船 ロ 定期航路船、貨物船、遊覧船、給油船等の業務用船舶 二八 起重機船、作業船等の特殊船舶 国又は地方公共団体の所有する船舶

三 指定の適用期間

平成十八年五月二十三日から廃止の日まで

青森県告示第四百二十三号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十五年一月十六日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成十八年五月二日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで

で青森市役所に備え置いて縦覧に供される。

平成十八年五月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

青森市大字久栗坂字浜田六九一から七〇五及び一〇九三から一〇九五の地先公

有水面

2 区域

次の 地点から 地点までを順次に直線で結んだ線及び 地点と 地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 青森市大字久栗坂字浜田一〇九三地先に設置された久栗坂漁港原点

の地点 地点から二五〇度四二分三七・六二メートルの地点

の地点 地点から二五六度四八分一三七・一二メートルの地点

の地点 地点から二二度四四分七〇・〇〇メートルの地点

の地点 地点から七五度三九分一八〇・〇〇メートルの地点

3 面積

一〇、一一六・〇一平方メートル

青森県告示第四百二十四号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成十八年五月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（精密水準測量及び電子基準点調査作業）

二 作業期間

平成十八年五月八日から平成十九年二月二十八日まで

三 作業地域

（精密水準測量）

八戸市

（電子基準点調査作業）

むつ市

五所川原市

下北郡佐井村、東通村

上北郡六ヶ所村、野辺地町

東津軽郡平内町、今別町、外ヶ浜町

西津軽郡深浦町

中津軽郡西目屋村

青森県告示第四百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十八年六月十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十八年五月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

1	国 道	一〇一 号	西津軽郡深浦町大字鱧作字鍋石八六の三から 西津軽郡深浦町大字鱧作字鍋石五八の二二まで	変更の区間	敷地の幅員	敷地の延長	備考
後	前	後	前	敷地の幅員	敷地の延長	備考	
		一三・六〇メートルから 二五・〇〇メートルまで	一一・二〇メートルから 二二・三〇メートルまで	八五〇・〇〇メートル	八五〇・〇〇メートル		

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十八年五月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量  
青森県立中央病院重油（JIS一種二号）供給単価契約一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県立中央病院管理調達課  
青森市東造道二丁目の一
- 三 契約の方法  
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成十八年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
株式会社白鳥プロパン  
青森市茶屋町六の一四
- 六 契約金額

- 一 リットル 五十九円七十四銭五厘
- 七 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日  
平成十八年二月十日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十八年五月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量  
青森県立中央病院清掃作業等業務委託
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県立中央病院管理調達課  
青森市東造道二丁目の一
- 三 契約の方法  
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成十八年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社エイエスワイ

青森市岡造道二丁目一七の四

六 契約金額

一億四千百二十二万五千円

七 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成十八年二月十日

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、沼崎土地改良区の定款の変更を平成十八年五月一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十八年五月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、奥内土地改良区の定款の変更を平成十八年五月一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十八年五月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年五月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 長内建築事務所

二 氏名 長内 進

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字桜ヶ丘一丁目七の五

四 許可番号 青森県知事許可（般 一六）第二〇〇二四〇号

五 取消年月日 平成十八年四月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年二月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年五月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 津川興業

二 氏名 津川 稔

三 主たる営業所の所在地 黒石市青山二二七の九

四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第一五七〇二号

五 取消年月日 平成十八年四月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

正

誤

総務学事課

発行年月日			発行年月日
区分			
番 号			
頁 数			
五	四	三	頁 数
全	全	全	段
表	表	表	行
第二五九号			誤
弘前市大字三和字川合一〇の一から 弘前市大字三和字吉井七の一まで 八戸市大字松館字上寺地六八の七から 八戸市大字松館字長根無番まで つがる市柏桑野木田八幡二九三から つがる市柏盛幾世四一の一まで			
第二五九号			正
弘前市大字三和字川合一〇の一から 弘前市大字三和字古井七の一まで 八戸市大字松館字上寺地六八の七から 八戸市大字松館字長根無番まで つがる市柏桑野木田八幡二九三から つがる市柏盛幾世四一の一まで			

平成六・四・一九 号外第四四号		発行年月日	
告 示		区 分	
第三六六号		番 号	
四		頁 数	
下		段	
表		行	
上北郡六ヶ所 原八五八字川 十和田市大字 三本木字里の 沢一五の六九	社会福祉法人 恵仁会 十和田市大字三 本木字里の六二	特定非営利活 動法人在宅生活 上北郡六ヶ所内 大字泊字村ノ内 二一六の二	誤
"	介護予防防 通所介護 デイサービス のセンター の里	介護予防防 訪問介護 在宅生活ヘル ヲーステーシ ヲ	
上北郡六ヶ所 原八五八字川 "	特定非営利活 動法人在宅生活 上北郡六ヶ所内 大字泊字村ノ内 二一六の二	介護予防防 訪問介護 在宅生活ヘル ヲーステーシ ヲ	正
"	介護予防防 訪問介護 在宅生活ヘル ヲーステーシ ヲ	介護予防防 訪問介護 在宅生活ヘル ヲーステーシ ヲ	

高齢福祉保険課

道 路 課

平成六・三・三 号外第三六号	発行年月日
目次	区 分
一	頁 数
上	段
ら後ろか 六	行
河川法施行規則の	誤
河川法施行細則の	正

平成一八 二二三号	発行年月日 発行番号
公 告	区 分
ハ	ページ
上	段
ら後ろ ハカ	行
四月	誤
二月	正

県立美術館開館準備室

平成一八 二一〇号	告 示	第二七〇号	第二六〇号	平成一八 二〇九号	告 示
ハ	四	六	五	ハ	四
下	上	全	上	下	下
表	表	表	表	表	表
東津軽郡平内町大字外童子字葛派八の三から 東津軽郡平内町大字外童子字下川原二七の一まで	県道 中ノ渡十和田線	中ノ渡十和 田線	三戸郡三戸町大字員守字深山一の一七九から 三戸郡三戸町大字員守字北大平一七の三まで	八戸市南郷区大字中野下家前四八の三から 三戸郡南部町大字杉沢字長森一の一まで	八戸市大字松館字上寺地六八の七から 八戸市大字松館字長根無番まで
東津軽郡平内町大字外童子字葛派八の三から 東津軽郡平内町大字外童子字下川原二七の一まで	県道 中ノ渡十和田線	中ノ渡十和 田線	三戸郡三戸町大字員守字深山一の一七九から 三戸郡三戸町大字員守字北大平一七の三まで	八戸市南郷区大字中野下家前四八の三から 三戸郡南部町大字杉沢字長森一の一まで	八戸市大字松館字上寺地六八の七から 八戸市大字松館字長根無番まで

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十五円一銭